

深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金交付要綱

令和5年3月30日福祉健康部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、かくたん吸引等を必要とする障害児者が地域で安心して生活できる体制を整備するため、予算の範囲内において深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、深谷市補助金等の交付に関する規則(平成18年深谷市規則第59号)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療的ケア児者 別表の各項目に規定するいずれかの状態が6か月以上継続する障害児者をいう。

(2) 障害児通所支援事業所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスとする。ただし、地方公共団体により設置運営されているものを除く。

(3) 生活介護事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護事業所とする。ただし、障害者入所支援施設併設型、国及び地方公共団体により設置運営されているものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けられることができる者(以下「補助対象者」という。)は市内の在宅の医療的ケア児者を新たに受け入れる県内所在の障害児通所支援事業所又は生活介護事業所を運営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税に滞納がある者は補助対象者とし
ない。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が在宅の医療的ケア児者を新
たに受け入れるための改修及び専用ベッド等の備品(医療機器、
介護機器)の購入に要した費用(送料を除く。以下「補助対象経
費」という。)とする。

2 申請年度を問わず1事業所につき、新たに受け入れた医療的ケ
ア児者(利用決定が見込まれる者も含む)2人までの補助対象経
費を上限とする。

3 補助基準額は、補助対象年度に補助対象者が新たに受け入れた
在宅の医療的ケア児者(利用決定が見込まれる者を含む。)1人
当たり200,000円を上限とする。

4 補助金の交付額は、補助基準額と補助対象経費を比較して、い
ずれか少ない額とする。

5 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、
その端数金額を切り捨てるものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、別に定める補助制度により当該事
業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る費用
は交付の対象とならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)
は、深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金交付申請書(様
式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに
その内容を審査し、実施の適否を決定し、その旨を深谷市医療的
ケア児者受入設備整備事業補助金交付・不交付決定通知書(様式
第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が終了した後速やかに、深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業完了後、交付決定者が消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を市長へ返納しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により、補助金額の確定を受けた交付決定者が補助金の請求をするときは、深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

(状況報告)

第11条 交付決定者は、市長の要求があったときは、補助対象事業の遂行状況について、書面により市長に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 交付決定者は、当該補助事業に係る収入、支出等についての帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 交付決定者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者が補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又はその他市長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた申請に対する補助金の交付等についてはこの要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則 (令和6年4月1日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に改修及び購入に要した費用を対象として適用する。
- 2 第4条第2項の医療的ケア児者の人数については、施行日前までに、当該事業所が当補助金の交付を受けている場合、既補助対象人数を、その上限人数に含めるものとする。

附 則 (令和7年3月28日決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和7年4月1日以降に改修及び購入に要した費用を対象として適用する。

別表（第2条関係）

No.	項 目	
1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排たん補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理	
2	気管切開の管理	
3	鼻咽頭エアウェイの管理	
4	酸素療法	
5	吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）	
6	ネブライザーの管理	
7	経管栄養	経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、経胃ろう腸管、腸ろう又は食道ろう
		持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）	
9	皮下注射（インスリン、麻薬等の注射含む。）	
	持続皮下注射ポンプの使用	
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）	
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）	
12	導尿	間歇的導尿
		持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱ろう、腎ろう又は尿路ストーマ）
13	排便管理	消化管ストーマの使用
		摘便又は洗腸

	かん腸※
1 4	けいれん時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

※ 市販のディスポーザブルグリセリンかん腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50％程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いてかん腸を施す場合を除く。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

深谷市長 宛て

所在地

法人名

事業所名

代表者名

深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金交付申請書

深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、深谷市の市税について、当法人に対する課税の有無及び課税がある場合には納付状況を公簿などにより確認することに同意します。

記

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 補助対象経費の額 | 円 |
| 2 | 補助金交付申請額 | 円 |
| 3 | 添付書類 | |
| | (1) 内訳書 | |
| | (2) 改修又は購入する備品の見積書 | |
| | (3) 改修施工前の写真、図面又は購入する備品のカタログ等 | |

様式第2号（第6条関係）

深障発第 号
年 月 日

様

深谷市長 印

深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金交付・不
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった深谷市医療的ケア児者受入
設備整備事業補助金について、下記のとおり決定したので通知しま
す。

記

1 交付を適当と認める

(1) 補助対象経費の額 円

(2) 補助金交付決定額 円

※ 交付条件

(1) 補助事業の内容を変更・中止・廃止しようとする場合は、市長の承認
を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難と
なった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 却下

(理由)

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

深谷市長 宛て

所在地

法人名

事業所名

代表者名

深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け深障発第 号で交付決定通知のあった
深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金の事業実績について、
次のとおり報告します。

（添付書類）

- 1 内訳書
- 2 改修又は購入した備品の契約書又は領収書の写し
- 3 改修施工前及び施工後の写真又は購入した備品を示す写真

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

深谷市長 宛て

所在地
法人名
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け深障発第 号で交付決定を受けた
医療的ケア児者受入設備整備事業補助金に係る消費税及び地方消
費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 (例：補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規
則第15号)第14条)の規定による確定額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消
費税に係る仕入控除税額（返還相当額）
金 _____ 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確
認するための書類（確定申告の写し、課税売上割合等が把握でき
る資料、特定収入の割合を確認できる資料）

様式第5号（第8条関係）

深障発第 号
年 月 日

様

深谷市長 印

深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった深谷市医療的ケア児者
受入設備整備事業補助金について、次のとおり確定したので通知し
ます。

補助金交付確定額 円

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

深谷市長 宛て

所在地

法人名

事業所名

代表者名

印

深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金請求書

年 月 日付け深障発第 号で補助金交付額の確定を受けた深谷市医療的ケア児者受入設備整備事業補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合			本店 支店 支所
	種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ			

所要額内訳書

1 事業者及び事業所（種別）の名称

2 事業所の所在地

3 医療的ケア児者について

No.	生年月日	入所年月日	手帳・等級	利用日数(週)	医療的ケアの内容
例	H29.12.31	R4.4.1	身障1級	3日	たんの吸引
1					
2					

4 改修及び備品の明細

改修箇所・備品名	用途	数量	単価	金額	可否
合 計（補助対象経費）A					
補助基準額（医療的ケア児者の人数×20万円）B					
補助金交付申請額（又は実績額）C（A又はBの少ない方）					

※1 契約書又は領収書の写しを添付してください（実績報告時）。

※2 施工前及び施工後の写真又は購入備品を示す写真を添付してください（実績報告時）。

※3 事業所が複数ある場合は事業所ごとに作成してください。